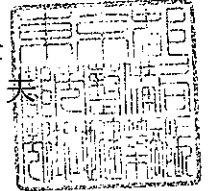




19 都市建企第 855 号
平成 20 年 3 月 12 日

(社) 東京建設業協会会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部長
金子 敏夫



東京都建築基準法施行細則の一部改正について (依頼)

日頃より、東京都の建築行政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚く感謝しております。

標記の件について、平成 20 年 3 月 12 日付けで、下記のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。

改正の概要は、以下のとおりです。本改正の概要についてご理解いただき、運用についてご協力いただくとともに、貴関係団体の会員や建築関係技術者等への周知方について、ご配慮くださいますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の経緯

建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。) の一部改正に伴い、以下について所要の改正を行いました。

- 1 東京都建築基準法施行細則 (昭和 25 年東京都規則第 194 号。以下「細則」という。)
- 2 東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類を定める告示 (平成 14 年東京都告示第 444 号。以下「告示」という。)

第 2 改正の概要

1 細則の改正概要

(1) 第 13 条の 3 (定期報告の書類の保存期間) の新設

規則第 6 条の 3 第 5 項第二号の新設により、特定行政庁が一部書類の保存期間を定めることされたことに伴うもの。保存期間については、都市整備局文書保存期間表に定める期間を参考とした。

(2) 第 14 条の 3 (中間検査の結果の通知) の削除

規則改正により、中間検査の書式が整備されたことに伴い削除した。

(3) 様式中の文言整理 (第 2 号様式、第 21 号様式の 3、第 21 号様式の 6、第 22 号様式の 3、第 22 号様式の 4)

規則改正に伴い、下記のとおり文言を改めた。

- (ア) 「設計者」を「代表となる設計者」に改めた。

- (イ) 「工事監理者」を「代表となる工事監理者」に改めた。
- (ウ) 「ルート1」を「ルート1－()」に改めた。

- (4) 表記の訂正（第21号様式の3、第22号様式の3、第22号様式の4）
「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」に改めた。

2 告示の改正概要

- (1) 様式中の文言整理（様式2その1、様式7その1）
規則改正に伴い、「工事監理者」を「代表となる工事監理者」に改めた。
- (2) 表記の訂正（様式2その1、様式7その1）
「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」に改めた。
- (3) 誤記の訂正（様式8）
「工事監理織欄」を「工事監理組織欄」に改めた。

第3 運用上の留意点

今回改正した様式については、東京都都市整備局のホームページからダウンロードできるように準備を進めておりますので、ご活用していただきたくお願いいたします。

1 施行年月日について

公布日（平成20年3月12日）から施行となります。

2 問合せ先

- (1) 細則13条の3について
東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築防災係
TEL 03-5388-3348
- (2) その他について
東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築係
TEL 03-5388-3343



発行 東京都

目次

規則

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(都市整備局市街地建築部調整課)

告示

○平成二十年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧

(主税局資産税部固定資産評価課)

○平成十四年東京都告示第四百四十四号(東京都建築基準法施行細則による建築

工事施工計画等に添付する書類の様式)の一部改正

(都市整備局市街地建築部建築企画課)

○建築基準法による一団地の区域(二件)

(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)

○介護保険法による指定市町村事務受託法人の指定

(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)

○旅館業法施行条例による施設の指定取消し

(福祉保健局健康安全室環境衛生課)

○旅館業法施行条例による施設の指定

(同)

○東京港湾湾隣接地域の指定及び指定解除

(港湾局港湾経営部監理課)

○海岸保全区域の海岸管理者

(同)

○争議行為の予告

(産業労働局雇用就業部労働環境課)

○都立海上公園有料施設の利用時間の変更(九件)

(港湾局臨海開発部海上公園課)

○土地収用法による収用の裁決手続開始

(東京都収用委員会)

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年三月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第十七号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(定期報告の書類の保存期間)

第十三条の三 規則第六条の三第五項第二号の規定による保存期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日とする。

一 規則第五条第二項に規定する書類 三年間。ただし、第十条の表の一の項、二の項及び十三の項に規定する建築物については、一年間

二 規則第六条第二項に規定する書類 一年間

2 前項の規定にかかわらず、規則別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書並びに別記第三十六号の三の二様式及び第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとする。

第十四条の三を削り、第十四条の四を第十四条の三とする。

第十五条の四中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号(規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)」に、「第四条の八第一項第四号」を「規則第四条の八第一項第五号(規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第一号中「第七条第一項」の下に「若しくは第十八条第十四項」を加え、「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項若しくは第十八条第十七項」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第5条関係)

工事監理者届

下記のとおり工事監理者を選任(解任)したので、東京都建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、届け出ます。

年月日

建築主事 殿

建築主住所

氏名 ㊟
〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

| | | | |
|-----------|-----------|----------------|---------------------------------|
| (1) 工事監理者 | 選任 | 工事監理者の区分 | 代表となる工事監理者・その他の工事監理者 |
| | | 工事と照合する設計図書 | |
| | | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | | 住所 | 電話 () |
| | | 氏名 | ㊟ |
| | | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |
| 解任 | | 工事監理者の区分 | 代表となる工事監理者・その他の工事監理者 |
| | | 工事と照合する設計図書 | |
| | | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | | 住所 | 電話 () |
| | | 氏名 | ㊟ |
| | | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |
| (2) | 確認年月日・番号 | 年月日 | 確認第 号 |
| (3) | 敷地の地名地番 | | |
| (4) | 建築物の用途 | | |
| (5) | 解任の期日及び理由 | | |
| ※受付欄 | 都 | 区役所・建築指導事務所 | 支庁 |

- (注意)
- ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 建築主又は工事監理者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
 - 代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

(日本工業規格A列4番)

別紙

| | | |
|----|----------------|---------------------------------|
| 選任 | 工事監理者の区分 | その他の工事監理者 |
| | 工事と照合する設計図書 | |
| | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | 住所 | 電話 () |
| 解任 | 氏名 | ㊟ |
| | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |
| | 工事監理者の区分 | その他の工事監理者 |
| | 工事と照合する設計図書 | |
| 選任 | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | 住所 | 電話 () |
| | 氏名 | ㊟ |
| | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |
| 解任 | 工事監理者の区分 | その他の工事監理者 |
| | 工事と照合する設計図書 | |
| | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | 住所 | 電話 () |
| 選任 | 氏名 | ㊟ |
| | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |
| | 工事監理者の区分 | その他の工事監理者 |
| | 工事と照合する設計図書 | |
| 解任 | 資格 | () 級建築士 () 登録第 号 |
| | 住所 | 電話 () |
| | 氏名 | ㊟ |
| | 建築士事務所の名称及び所在地 | () 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 () |

(日本工業規格A列4番)

別記第二十一号様式の三中「工事監理者」を「代表となる工事監理者」及び「(3) 設計者」を「(3) 代表となる設計者」及び「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」及び「ルート1」を「ルート1()」及び「工事の施工者」を「工事施工者」に改める。

別記第二十一号様式の四を次のように改める。

第21号様式の4. 削除

別記第二十一号様式の六中「設計者」を「代表となる設計者」及び「工事監理者」を「代表となる工事監理者」に改める。

別記第二十一号様式の三中「工事監理者 住所」を「代表となる工事監理者 住所」及び「(3) 設計者」を「(3) 代表となる設計者」及び「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」及び「ルート1」を「ルート1()」及び「工事監理者又は工事の施工者」を「代表となる工事監理者又は工事施工者」に改める。

別記第二十一号様式の四中「工事監理者 住所」を「代表となる工事監理者 住所」及び「(2) 設計者」を「(2) 代表となる設計者」及び「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」及び「ルート1」を「ルート1()」及び「工事監理者又は工事の施工者」を「代表となる工事監理者又は工事施工者」に改める。

別記第二十一号様式の四中「工事監理者 住所」を「代表となる工事監理者 住所」及び「(2) 設計者」を「(2) 代表となる設計者」及び「計画変更・年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」及び「ルート1」を「ルート1()」及び「工事監理者又は工事の施工者」を「代表となる工事監理者又は工事施工者」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二九九十七号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十

六条第一項の規定により、平成二十年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿

(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

平成二十年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所 千代田区内神田二丁目一十二号

同 中央都税事務所 中央区新富二丁目六番一号

同 港都税事務所 港区芝五丁目三十六番五号

同 新宿都税事務所 新宿区西新宿七丁目五番八号

同 文京都税事務所 文京区春日一丁目十六番二十一号

同 台東都税事務所 台東区雷門二丁目六番一号

同 墨田都税事務所 墨田区業平一丁目七番四号

同 江東都税事務所 江東区大島三丁目一番三十三号

同 品川都税事務所 品川区広町二丁目一番三十六号

同 目黒都税事務所 目黒区上目黒二丁目十九番十五号

同 大田都税事務所 大田区西蒲田七丁目十一番一号

同 世田谷都税事務所 世田谷区若林四丁目二十二番十二号

同 渋谷都税事務所 渋谷区宇田川町一番一号

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五号

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九番十一号

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番一号

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号

同 荒川都税事務所 荒川区荒川一丁目五十番十四号(五月二日まで)

同 荒川区西日暮里二丁目二十五番一〇一〇号(五月七日から)

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八号

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号

同 足立都税事務所 足立区千住一丁目三十番八号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一号

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

●東京都告示第二九九十八号

平成十四年東京都告示第四百四十四号(東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

様式二その一中「工事監理者」を「代表となる工事監理者」及び「計画変更、年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」と改める。

様式七その一中「工事監理者」を「代表となる工事監理者」及び「計画変更、年月日及び番号」を「計画変更年月日及び番号」と改める。

様式八中「工事監理者」を「工事監理者」に改める。

●東京都告示第百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

平山 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東大和市清原一丁目一番、千二百番 平成二十年二月五十、千二百十三番一、同番二、同番四、同番五、千二百二十一番一から同番三まで、同番八、同番九、千二百二十三番二、千二百三十六番二、千二百七十番四から同番七まで、千四百七番二、同番三、清原一丁目一番、同番二、同番三、千二百十三番三、千二百二十一番四から同番七まで

で、千二百六十八番四、千二百七十四番四、千二百八十二番五、千二百八十四番六、千二百九十三番二、千三百八番三、同番四、千三百十二番五から同番七まで、二千六百六番五、二千百十五番二、清原三丁目一番、千三百七十番十一、同番十二、千四百七番一、千四百十一番二、千四百七十番四、清原四丁目一番、二番一から同番三まで、四番十七、東村山市富士見町二丁目三番二十五、同番二十六及び同番二十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課

●東京都告示第三百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十年三月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

平山 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

昭島市昭和町一丁目七百四十番一及び同番四から同番八まで 平成二十年三月三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課

●東京都告示第三百一十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条の二及び介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第十一條の二の規定により指定市町村事務受託法人を指定したので、同令第十一條の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年三月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

一 事務所の名称 社会福祉法人足立区社会福祉協議会 総務部認定調査課

二 事務所の所在地 足立区梅島二丁目二番一号

三 申請者の名称 社会福祉法人足立区社会福祉協議会

四 申請者の主たる事務所の所在地 足立区中央本町一丁目十七番一号

五 申請者の代表者 鈴木 恒年 の氏名

六 指定年月日 平成二十年二月十五日

七 受託事務の種類 要介護認定調査事務

八 居宅サービス等 あり

の提供の有無

●東京都告示第三百二二号

旅館業法施行条例(昭和三十二年東京都条例第六十三号)第二条第一項第三号に規定する施設として指定した次の施設の指定を取り消す。

平成二十年三月十二日

東京都知事 石原 慎太郎

葛飾区立

曳舟川親水公園

葛飾区龜有四丁目十七番地先から一番地先まで

同 区白鳥三丁目三十二番地先からお花茶屋二丁目八番地先まで